自治体向け データ利活用手引き

平成31年1月 弁護士 水町雅子

手引きの目的

- ■本手引きは、地方公共団体がデータを活用する際のポイントを整理したものである。
- ■地方公共団体の業務を高度化・効率化し、住民サービスを向上・維持するためには、データの活用が欠かせない。もっとも、個人情報を含むデータについては、個人情報保護とデータ活用をどのように両立させればよいのかという疑問も多い。そこで本手引きでは、個人情報保護とデータ活用を両立するための検討手順・ポイントを整理した。
- ■平成28年には官民データ活用推進基本法が成立し、地方公共団体においてもデータ活用に取り組みことが要請される。 また透明な行政運営・行政の説明責任の観点等から、証拠に基づく政策立案(EBPM)が重要となる。 さらには、住民サービスの観点からは、住民データを活用することで、よりきめ細かい、住民一人ひとりに寄り添うサービスの実現も考えられる。 このように、データを活用することで、地方公共団体及び住民を取り巻く課題の解決、より信頼される行政運営が可能となると考えられる。
- ■地方公共団体のデータ利活用に関しては、<mark>総務省「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック」</mark>が公表されており、水町も個人情報・PIA部分の執筆に携わっている。ぜひご参照されたい。本手引きの趣旨は簡易な参照用であり、同ガイドブックが詳細・長文であることから、本手引きでは個人情報部分のエッセンスを抜き出し、水町の解説をさらに付加している。
- ■本手引きでは、データ利活用では庁内の複数部局が関わることから、庁内協議プロセス例を示す。また個人情報保護との両立の観点から、個人情報保護条例上留意すべきポイントを提示する。地方公共団体によって個人情報保護条例は異なるものの、一般的な条例に共通する点を洗い出し、解説する。自条例の確認用等に参照されたい。

ガイドブックと本手引きの目的

データ活用

効果)課題解決、より信頼される行政運営

← EBPM、住民サービスの高度化

- ・先進地方公共団体における取組例の紹介
- ・総務省実証事業における取組例の説明
- ・庁内協議プロセス例の提示

■ 個人情報保護 ■ との両立

- 個人情報保護条例の確認
- ・一般的な個人情報保護条例に共通する検 討項目をチェックフロー化

手引きの内容

- データ利活用の背景
 - 大量データが日常的に発生
 - データ利活用政策が推進されている現状
- 庁内データ利活用
 - 個人情報を含むデータを庁内で公益実現のために利活用する
- 個人情報保護条例のチェックポイント
 - 異なる条例でも共通する一般的な考え方を解説
 - 詳細は自条例を確認要だが、確認ポイントを解説
- 「所掌事務」による目的外利用での整理
 - 一般的な目的外利用要件である「所掌事務」についての若干 の解説
- 非識別加工情報
- 個人情報等の種類整理
- 「統計」での整理

データ利活用の背景

個人情報の保護と利活用、時代の背景を感じる

様々なデータが蓄積される時代

- ◆ もはや書面で個人情報を提供するだけではない
- ◆ トレンドのAI、ブロックチェーン、RPA、EHR、PHR、IoT、ロボット等も データを活用する什組みともいえる

どんなキーワードで ネット検索をしたか どんなサイトを 閲覧したか どんなアプリを インストール/起動 しているか

生活時間帯、 ネット活動時間帯

どんなSNSを 使用しているか

SNSへのログイン (頻度・時間帯)

SNS内での行動

フォロワー/友人 の数・種類

どのサイトでどんな 商品を購買したか どの実店舗で どんな商品を 購買したか

どんな課金を しているか どんなゲームを プレイしているか

家族構成

居住地、勤務地

移動履歴 (GPS、交通系IC カード)

カード決済状況

体重、血圧、体温

歩数、 ランニング距離

電子おくすり手帳

電子母子手帳

スマホ

パソコン

機器、 センサー

クレカ

ポイント カード

> IC カード

POS端末

GPS

データ利活用政策の加速化

このデータ利活用の流れは民間だけではなく、行政にも押し寄せている

平成25年	マイナンバー法(官・民)
平成27年	個人情報保護法が改正(官・民) • 匿名加工情報の導入
平成28年	官民データ活用推進基本法(官・民) ・ 官民データ活用推進計画の策定義務・努力義務
	行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が改正(官) • 非識別加工情報の導入
平成29年	次世代医療基盤法 (医療ビッグデータ法) (官・民) ・ 匿名加工医療情報の導入
平成30年	総務省「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック」(官) ・ 個人情報の庁内利活用
平成31年予定	デジタルファースト法案(官・民) ・ 行政手続のデジタル化

「保護と利活用の両立」でより良い行政を

個人情報を利活用してよいのかという戸惑い

- 公権力として住民等のデータを預かっているという立場
- そして何よりも「個人情報」と聞くと「保護を徹底しなければならない」という意識が強く、「個人情報を含むデータを利活用する」と言うと、不安を覚える自治体職員も

個人情報を利活用したり民間還元する意義

- 行政が持つデータは、行政事務のために、ひいては公益のために保有。行政だけが独占してよいというものではない。
- 行政の持つデータは、より良い社会・便利な社会を作っていく基礎ともなりうる。国や自治体が保有しているデータは本来は国民・住民のものであり、公的データの価値は国民・住民に還元しなければならないともいえる。

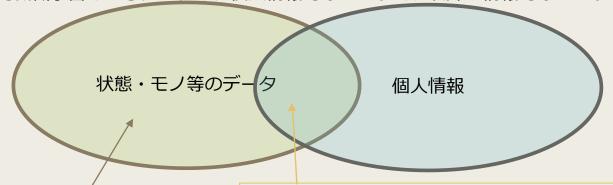
目指す所:より良い行政・住民福祉向上

個人情報保護

データ利活用

様々なデータが蓄積される時代

- ◆ IoT時代には、個人情報以外のデータも大量に発生
- ◆ 状態・モノ等のデータであっても、個人情報に該当するものもあれば、そうでないものもある
- ◆ AIで機械学習させるデータも、個人情報であったりそれ以外の情報であったりする



- 機械ログ、運行・走行情報
- 温度、湿度、センサー情報
- 地形、地図、測量情報
- 施設情報
- 生産過程、工事状況情報
- 等さまざま

- 人に関する情報であれば「個人情報」
- 例)電力消費量であれば、それが誰の情報かわかれば「個人情報」
- 例)車両運行情報であれば、乗客や運転手、通行 人等、人に関する情報があって、それが誰の情報 かわかれば「個人情報」

庁内データ利活用

個人情報を含むデータを 庁内で公益実現のために利活用する

庁内データ利活用

概要

◆ 行政が保有している個人情報を含む業務データ等を、庁内で利活用する庁内利活用の場合、基本的に、地方公務員法上守秘義務を負った公務員が個人情報を取り扱う内部利活用。個人情報の外部提供よりも、ハードルが低い。

利点

- ◆ 自治体の抱える課題を解決することができる
- ◆ データに基づく説得力のある行政が実現できる(EBPM、説明責任、透明性のある 行政)
- ◆ 非識別加工情報と異なり、個人情報のままで良いので、誰の情報かわからなくさせる「加工」処理の困難さの問題を解決できる

個人情報保護条例

- ◆ 当然ながら、個人情報保護条例を遵守する必要がある
- ◆ 通常の個人情報保護条例であれば、個人情報の目的外利用は可能。プライバシー 権に配慮することを前提に、公益の実現のための目的外利用をするということ。
- ◆ 庁内で閉じずに、他団体や学術機関とともに利活用することも可能だが、一段 ハードルは上がる。
- ◆ 個人情報保護条例の正確な理解が必要

例

「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブックVer. 1.0」

- 姫路市の行政情報分析基盤の例
- 箕面市の子ども見守りの例

その他の例

- コミュニティバス路線を決定する際に、子供や高齢者など他に交通手段を持たない住民等の利便性向上を目的として、子供や高齢者がどこに多く所在するか、子供や高齢者が向かう先はどこかを分析したり、商用交通手段の状況やコミュニティバス実証実験や住民アンケート結果を分析したりすることは、問題だろうか。
- 来年度、急に0~5歳児が増加し、保育園に入れない子供が非常に多くなり、待機児童数ワースト1位になったとしよう。その原因が仮にタワーマンションが複数建設されたことだったとした場合に、自治体がその情報を把握していたにもかかわらず、個人情報の目的外利用は一切してはいけないと考え、何ら待機児童対策を講じていなかったとしたら、どうだろうか。
- また災害時に、障がい者団体が避難困難な障がい者や避難所生活に困難を感じている障がい者支援のために障がい者情報の提供を求めたとして、自治体としてその情報を提供すべきだろうか。

利用目的の考え方

- 個人情報保護法というと、本人同意を取得しなければならない規制との誤解もあるが、個人情報保護法の規律の要は「利用目的」
- 情報は、その内容や性質によって、一概に悪い、良いと決められるものではない

内容

- どういう内容かに着目する。例えば、名刺1枚とカルテ情報が同様 の取扱いでよいのか。
- 要配慮個人情報、センシティブ情報、機微情報の議論につながる。
- しかし、病歴(要配慮個人情報)であっても、医療に必要であれば 私たちは開示するし、医療従事者の間の共有や、医学研究者による 活用も許容。ブログやSNSなどで病状を公開する人も。

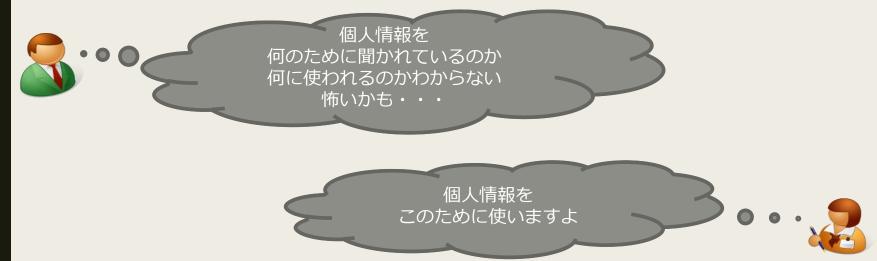
文脈

- どういう文脈で個人情報が取り扱われるかに着目する。例えば、治療なのか、興味本位なのか。
- 利用目的の議論につながる。
- 名刺情報であっても、挨拶なのか、必要な情報の送付のためなのか、 不要な勧誘電話のためなのか。
- 江沢民事件

検索性

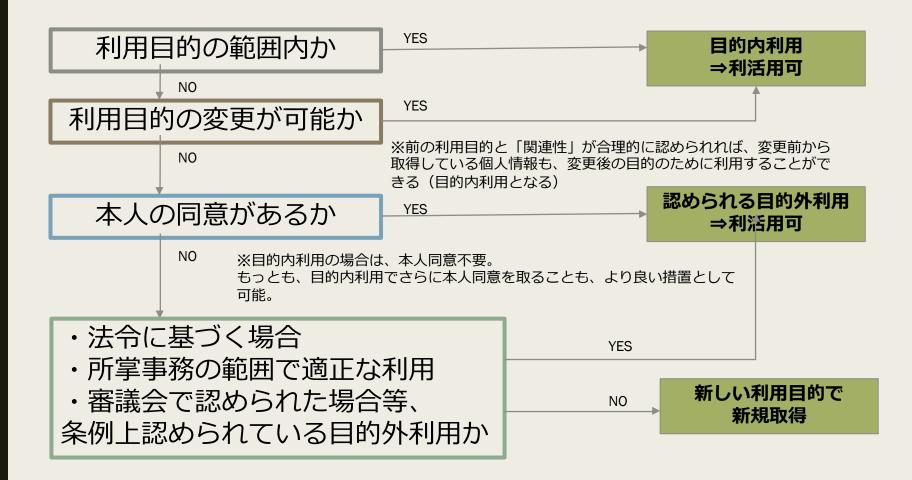
- 利活用の程度、被害のおそれの程度に着目する。
- 個人データ、個人情報データベース等、マイナンバーの議論につな がる。

利用目的の意義

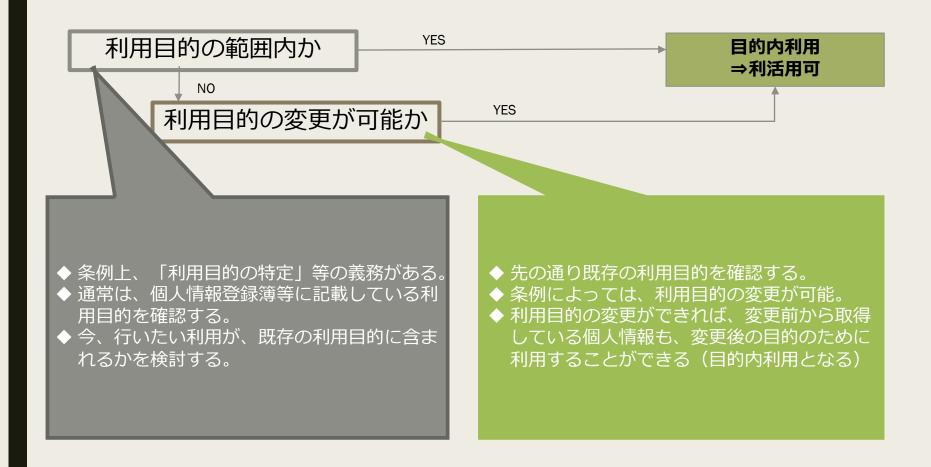


- 「私の個人情報を何に使うのだろうか」
- 「こんなつもりで使われるとは思わなかった」
- 「こんなつもりで提供したわけではなかった」
 といった、誤解をなくす。本人がわかるようにする。

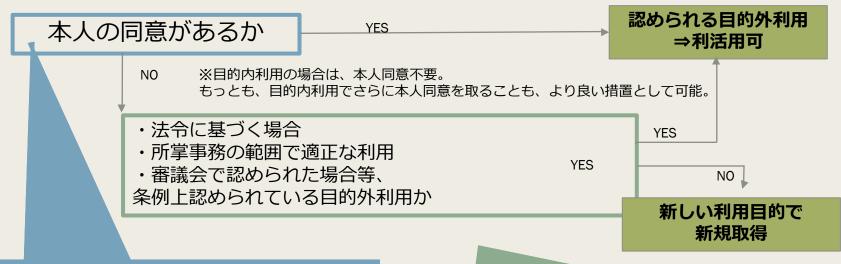
個人情報利用の検討フロー



目的内利用の解説



目的外利用の解説



- ◆ 目的内利用の場合は、本人同意不要
- ◆ 本人が真に同意しているかがポイント
- ◆ 書面(契約書、同意書等)でサインしてもらう 必要はない、Webで同意ボタンクリックでもよ い
- ◆ 口頭同意でもよいが、記録に残せる形が望ましい
- ◆ 明示の同意/ 黙示の同意という概念もある

- ◆ 目的外利用でも、個人情報条例に定める場合 は、本人同意なく利用可能。
- ◆ 提供規制とほぼパラレル。

一般的な条例で認められる目的外利用の類型

- ① 本人の同意があるとき
- 本人の同意があれば目的外利用が可能
- 例) 姫路市個人情報保護条例9条1項
- ② 法令の定めがあるとき
- 国会法104条に基づく各議院又は各議院の委員会への報告、刑事訴訟法197条2項に基づく捜査関係事項照会などでは、目的外利用が可能
- 例) 姫路市個人情報保護条例9条2項
- ③ 個人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を回避するため特にやむを得ないと認められるとき
- 意識不明時、認知症対応、紛失物対応等のために特にやむを得ない場合には、目的外利用が可能
- 例)姫路市個人情報保護条例9条3項
- ④ 実施機関がその所掌する事務の遂行に必要な限度で目的外利用をする場合であって、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき
- 地方公共団体は法令の定めるところにより公共性の高い事務を遂行している観点から、法令の定める所掌事務遂行に必要な限度で相当な理由があるときには、目的外利用が可能
- 例) 姫路市個人情報保護条例9条4項
- ⑤ 出版、報道等により公にされている場合
- 公開情報については、目的外利用が可能
- 例)港区個人情報保護条例18条1項3号
- ⑥ 公益又は区民福祉の向上のために特に必要な場合で、区民等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき
- 上記③・③と類似するが、公益や住民福祉向上のために特に必要な場合で、住民等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときには、目的外利用を可能とする例もある
- 例)港区個人情報保護条例18条1項4号
- ⑦ 専ら学術研究又は統計の作成のために利用する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき
- 学術研究や統計作成のためで、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときには、目的外利用を可能とする例もある。このような統計利用が規定されていない場合は、本報告書ですでに述べた通り、「統計」として目的外利用規制の対象外とするか、または上記4による目的外利用と整理して、個人情報を利用することが可能。
- 例)東京都個人情報保護条例10条1項4号
- (8) 審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき
- 審議会の諮問を経たうえで、実施機関が公益上特に必要があると認めるときには、目的外利用を可能とする例もある。
- 例) 姫路市個人情報保護条例9条6項

具体例で考える個人情報保護条例

「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブックVer. 1.0」

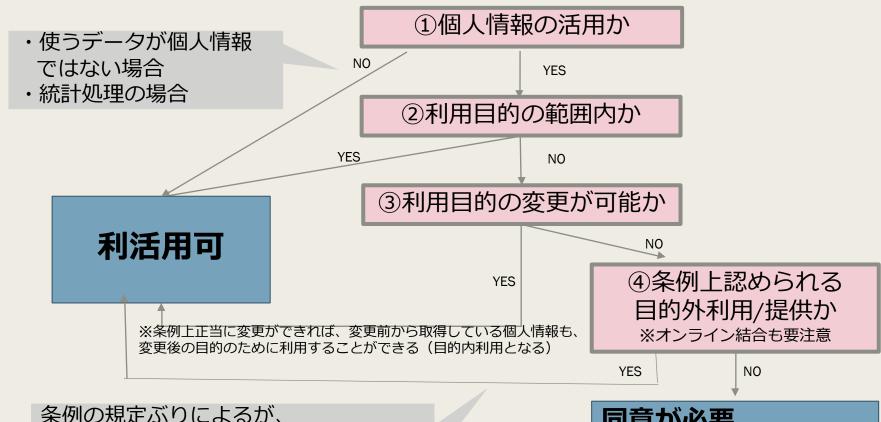
- 姫路市の行政情報分析基盤の例
- →統計解釈(目的外利用の規制対象外)又は目的外利用(所掌事務のための相当の利用又は審議会諮問)
- 箕面市の子ども見守りの例
- →別件のための条例改正を経た改正条例で目的外利用・提供が可能

その他の例

- コミュニティバス路線を決定する際に、子供や高齢者など他に交通手段を持たない住民等の利便性向上を目的として、子供や高齢者がどこに多く所在するか、子供や高齢者が向かう先はどこかを分析したり、商用交通手段の状況やコミュニティバス実証実験や住民アンケート結果を分析したりすることは、問題だろうか。
 →目的外利用(所掌事務のための相当の利用又は審議会諮問)
- 来年度、急に0~5歳児が増加し、保育園に入れない子供が非常に多くなり、待機児童数ワースト1位になったとしよう。その原因が仮にタワーマンションが複数建設されたことだったとした場合に、自治体がその情報を把握していたにもかかわらず、個人情報の目的外利用は一切してはいけないと考え、何ら待機児童対策を講じていなかったとしたら、どうだろうか。
 - →統計(目的外利用の規制対象外)又は目的外利用(所掌事務のための相当の利用又は審議会諮問)
- また災害時に、障がい者団体が避難困難な障がい者や避難所生活に困難を感じている障がい者支援のために障がい者情報の提供を求めたとして、自治体としてその情報を提供すべきだろうか。
 - →目的外提供(人の生命・身体の保護)

個人情報保護条例のチェックポイント

個人情報保護条例の検討フロー



条例の規定ぶりによるが、 以下の構成による目的外利用が可能

- ・所掌事務のために相当の理由をもっ た目的外利用
- 審議会諮問

同意が必要 又は条例改正によって
同意なく利活用可

個人情報保護条例のチェックポイント

各個人情報保護条例によるが、一般的な条例に共通するポイントは、次の通り(詳細は本手引き及び総務省ガイドブックで確認)。

★活用データの元々の利用目的は何か

- ★利用(庁内)の場合
 - 目的内利用か目的外利用か
 - 目的外利用の場合、条例で認められる要件を満たすか。
- ★提供(庁外※条例によっては実施機関外を提供と整理するものもありうる)の場合
 - 目的内提供か目的外提供か
 - 目的外提供の場合、条例で認められる要件を満たすか。
 - オンライン結合の場合、条例で認められる要件を満たすか。
 - ※本人同意や審議会(審査会による場合もあるが、以下「審議会」と総称する)は、 目的外利用/目的外提供の要件の1つとされる場合が多い
 - ※このほかに収集規制等もあるが、本手引きでは対象外とする

①前提条件の確認

活用したいデータが個人情報か

- 活用したいデータが個人情報でない場合、個人情報保護条例の問題は発生しない。
- 例えば、統計情報をインプット情報に用いる場合や、保育園・学校など人に関する情報ではな く施設情報を用いる場合

統計的な活用といえるか

- 最終的な利用形態が特定の個人を識別しない形の場合、統計的にデータを把握しようとする場合は、目的内利用/目的外利用の区別の対象外と考えることも可能。統計情報を作成するために個人情報自体を利用する行為が、目的外利用規制の対象外として、目的内利用なのか、条例上認められる目的外利用なのかを問わずに、許容される。
- もっとも、統計であれば個人情報保護条例上の規制すべてが対象外となるのではなく、個人情報に対する安全管理措置、委託先規制、罰則などのその他の規制は適用される点に留意。
- 統計的な分析を行う場合でも、一人ひとりの個人に着目した分析を行う場合、例えば、一定の 地帯に住民が一人しか居住していないがその状況も含めて分析したいという場合や、滞納者の 洗い出しなどのように特定の個人に着目した分析等を行う場合は、「統計」として整理するこ とはできないと考えられる。また、法令解釈としては「統計」として整理できる場合であって も、各地方公共団体の判断で、より丁寧な手続をとり、個人情報と同様の手続を行う場合も考 えられる。
- もっとも、「統計」のための利用について、個人情報保護条例上、特段の規定が置かれている場合は、この限りではない。例えば、東京都個人情報保護条例10条1項5号等。

②利用目的の確認

個人情報取扱事務名の把握

- 利用目的は、個人情報取扱事務(登録簿)等の名称で、首長に登録し一般縦覧等している場合が多い。
- そこで、活用したいデータを保有している個人情報取扱事務名を把握する。個人情報取扱事務は、個人情報保護条例所管課で管理している場合も多く、またデータ保有課であれば、了知している事項と考えられる。
- 条文例)姫路市個人情報保護条例7条、千葉市個人情報保護条例6条

事務に記載されている利用目的の確認

● 個人情報取扱事務名を把握したら、当該事務に記載されている利用目的を確認する。個人情報取扱事務(登録簿)等に記載されているので、それを見ることになる。

目的の範囲内かどうかを判断

● 当該データの利用目的の範囲内に、今回のデータ活用の目的が含まれるかを判断する。利用目的を見た際に、行いたいデータ活用が、通常人において想定・予見できるようであれば、一般に目的の範囲内と判断できるだろう。

③利用目的の確認

利用目的の変更を行うかどうかを判断

- 個人情報保護条例にもよるが、利用目的を変更できるとしている場合も多い
- 変更について明文の規定を置く例もある。個人情報取扱事務の届出事項変更について規定を 設け、利用目的の変更もそこに含める例もある。
- 変更可能範囲について明文の規定を置いている場合はそれに従う。行政機関個人情報保護法 などでは、従前の利用目的と「相当の関連性」を有する範囲内で新利用目的を追加したり、 利用目的を変更することを認めている場合が多い。
- 条文例)鹿屋市個人情報保護条例3条3項
- 例)「保育園関連事務」を利用目的としていた場合に「保育園・こども園関連事務」と利用目的を変更することが可能と考え得る。
- また、利用目的の範囲内とまでは断定できないものの、関連性がある利用目的について目的内利用を可能にするために、利用目的を変更することも一般的には考えられる。さらにいえば、利用目的の範囲内と考えられる目的であっても、利用目的をより明らかにする趣旨から、利用目的を変更することも考えられる。
- 利用目的変更が条例上適法にできれば、利用目的変更前より保有していた個人情報も、新しい利用目的のために利用できる。そしてその利用は、「目的内利用」となる。
- 利用目的を変更する際に必要となる手続は、一般的には、本人同意や審議会諮問などは不要であり、個人情報取扱事務の変更の首長への届出・一般縦覧等とされている場合が多い。

※新規に取得する個人情報について

● 上記は、既に保有する個人情報についての解説である。新規に取得する個人情報の場合は、新たな個人情報の取扱いとして、個人情報保護条例に従い、利用目的を特定(設定)し、個人情報取扱事務を新たに登録する。この場合、新しい利用目的は、既存の関連事務の利用目的等によって、制限されるものではない。

④目的外要件の確認

目的外利用にかかる該当条項の確認

- 自団体の個人情報保護条例を確認し、目的外利用にかかる規定を確認する。当該規定で、どのような目的外利用が認められているか確認する。
- 一般的な個人情報保護条例では、次のような目的外利用が認められている場合が多い。
- このうち、庁内横断的なデータ利活用全般に際して適用できるものは、①「本人同意」、④ 「所掌事務」、⑥「公益又は区民福祉の向上」、⑧「審議会」であると考えられる。
 - ① 本人の同意があるとき
 - 本人の同意があれば目的外利用が可能
 - 例) 姫路市個人情報保護条例9条1項
 - ② 法令の定めがあるとき
 - 国会法104条に基づく各議院又は各議院の委員会への報告、刑事訴訟法197条2項に基づく捜査関係事項照会などでは、目的外利用が可能
 - 例) 姫路市個人情報保護条例9条2項
 - ③ 個人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を回避するため特にやむを得ないと認められるとき
 - 意識不明時、認知症対応、紛失物対応等のために特にやむを得ない場合には、目的外利用が可能
 - 例) 姫路市個人情報保護条例9条3項
 - ④ 実施機関がその所掌する事務の遂行に必要な限度で目的外利用をする場合であって、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき
 - 地方公共団体は法令の定めるところにより公共性の高い事務を遂行している観点から、法令の定める所掌事務遂行に必要な限度で相当な理由があるときには、目的外利用が可能
 - 例) 姫路市個人情報保護条例9条4項
 - ⑤ 出版、報道等により公にされている場合
 - 公開情報については、目的外利用が可能
 - 例)港区個人情報保護条例18条1項3号
 - ⑥ 公益又は区民福祉の向上のために特に必要な場合で、区民等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき
 - 上記③・③と類似するが、公益や住民福祉向上のために特に必要な場合で、住民等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときには、目的外利用を可能とする例もある
 例)港区個人情報保護条例18条1項4号
 - (7) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき
 - 学術研究や統計作成のためで、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときには、目的外利用を可能とする例もある。このような統計利用が規定されていない場合は、本報告書ですでに述べた通り、「統計」として目的外利用規制の対象外とするか、または上記4による目的外利用と整理して、個人情報を利用することが可能。
 - 例)東京都個人情報保護条例10条1項4号
 - (8) 審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき
 - 審議会の諮問を経たうえで、実施機関が公益上特に必要があると認めるときには、目的外利用を可能とする例もある
 - 例) 姫路市個人情報保護条例9条6項

④目的外要件の確認

目的外利用が可能かどうかの判断

- 自団体の個人情報保護条例上、認められる目的外利用の要件を満たすかどうかを判断する。
- なお、「統計」や「目的内利用」として整理できる場合であっても、各地方公共団体の判断で、より丁寧な手続をとりたい場合や、利用目的の範囲内かどうか判断できない場合、利用目的の変更を行いたくない場合も、「目的外利用」として整理してもよいだろう。

⑤提供

提供とは何か

- 庁内利用に限らず、提供行為を伴う場合は、提供規制についても合わせて検討する必要がある。
- 提供とは、個人情報保護条例にもよるが、団体外の者に(保有)個人情報を渡す行為等をいい、例えば他団体に個人情報が書かれた書面を郵送したり、行政機関に個人情報が記録されたデータを送付したり、本人に個人情報が書かれた書面を交付したりすることをいう。条例によっては、自団体以外の者へ渡す行為等を「提供」と定義・解釈したり、自実施機関以外の者へ渡す行為等を「提供」と定義・解釈していたりしうるので、自条例を確認する。
- 提供については、①目的内提供かどうか、目的外提供の場合条例上認められる要件を満たす かどうか、②オンライン結合規制を満たすかどうかが主なポイントとなる。

目的外提供

● 利用規制と同様に、利用目的の範囲内か確認し、範囲内であれば目的内提供として認められる。範囲外であっても、変更可能な範囲内であれば、利用目的を変更し、目的内提供とすることができる。目的外提供の場合は、個人情報保護条例上、認められる要件を満たすかどうかを確認・判断する。

オンライン結合

● 個人情報保護条例では、オンライン結合について規制を置いている例がある。まずオンライン結合規制の規定が自団体の条例上設けられているか確認し、設けられている場合は、今回行いたいデータ活用が、条例にいうオンライン結合に当たるかを確認する。オンライン結合に当たる場合は、条例上オンライン結合が認められる要件を満たすかどうかを確認・判断する。

解說 条例改正

条例改正

- 現行の個人情報保護条例上、認められる活用でなかったとしても、公益性等の観点から見て必要なデータ活用で相当性があれば、条例改正の検討も考えられなくはない。
- 例えば、条例上認められる目的外利用・目的外提供の場合を追加したり、利用目的の変更範囲の明確化規定を設けたり、統計整理による目的外利用規制の適用除外を明記する規定を設けることも考えられる。
- 例えば、10ページスライド(一般的な条例で認められている目的外利用)⑤「出版、報道等により公にされている場合」、⑥「公益又は区民福祉の向上」、⑧「審議会」に相当する目的外利用が、現行条例上認められていない場合に、これらを追加する改正を行うことも考えられる。また箕面市個人情報保護条例では、①から⑧とは異なり、「情報公開条例第七条第一号に該当しない情報である場合」という目的外利用も認めているし、データ利活用(福祉)のための条例改正も行っているようである。
- また条例上、目的外利用を認めてもよい場合は、上記に限られるものではない。行政機関個人情報保護法8条2項や他団体の個人情報保護条例を参考にすることは有用であるが、必ずしもそれに相当する場合に限られるものではない。条例という民主的正当性を有する形で目的外利用を新たに認めるのであるから、既存の目的外利用要件に限定されるわけではない点に、十分留意する必要がある。個人情報の目的外利用は絶対的な悪ではない。例えば、個人情報の利用目的を非常に限定して特定していた場合で、利用目的の変更できる範囲も狭い場合には、目的外利用をすることが正当な場合も多いものと考えられる。個人情報の利用が認められる必要性、正当性、相当性を、地方公共団体にて説明できるのであれば、条例改正によって、本人同意のない目的外利用を認める場合を追加することもできると考えられる。

注意事項

利活用可となった場合も、以下の注意が必要である。

- 個人情報保護条例以外の法令等の確認 例えば、個人情報保護条例以外に、地方税法やマイナンバー法(番号 法)等の検討が必要になる場合がある。
- 利用/提供条件等の検討

個人情報保護条例や他の法令上、適法に利用・提供できる場合であっても、更に利用条件や提供条件、提供先における利用条件等を付す必要がある場合がある。行政機関個人情報保護法8条4項に相当する条件であり、条例でも姫路市個人情報保護条例11条などで規定されている。

具体的には、氏名を削除したデータを利用/提供する(氏名を削除しても個人情報のままの場合が多いが利用条件の一種として削除する)、提供先における利用者に限定を付す等が考えられる。

• 個人情報活用関係の庁内手続

またフローではわかりやすさの観点から、同意を特出しして記載しているが、条例上の位置づけは目的外要件の一種であることがほとんどである。

「所掌事務」による目的外利用での整理

所掌事務とは何なのか?

- 一般的な条例では、「所掌する事務の遂行に必要な限度で目的外利用をする場合であって、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」に、個人情報の目的外利用を認めている
- 所掌事務とは何か。これが「福祉」「税」「都市計画」などの明確な所掌事務であればよいが、例えば「政策の立案」「現状分析」を所掌事務と考えることはできるか。
- 当職見解ではできると考える。「政策立案や現状分析が所掌事務なのか?」「拡大解釈ではないか?」との問いに対しては、
 - ・ 地方自治法138条の3第1項において、明確な範囲の所掌事務について規定。
 - 同項に基づき、自治体では条例で所掌事務を明確化。事務分掌条例など。
 - 一般的な事務分掌条例では、「分析」「検討」「決定」といったプロセスごと の事務分掌ではなく、「財政」「社会福祉」「観光」「都市計画」「道路」と いった規定ぶり
 - これらの事務を遂行するために「分析」や「検討」は必須であり、それぞれの 事務分掌の中にこのような業務も含まれていると解される

姫路市個人情報保護条例(抜粋)

(個人情報取扱事務の届出)

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の収集方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急やむを得ないと認める正当な理由があるときは、事後において同項の届出をすることができる。
- 3 実施機関は、第1項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、その内容を公表するとともに、当該届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。
- 5 前各項の規定は、市の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務については、適用しない。

姫路市個人情報保護条例 (抜粋)

(収集の制限)

第8条 実施機関は、<u>個人情報を収集しようとするときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内</u>で、適法かつ公正な方法により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令の定めがあるとき。
 - (3) 個人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を回避するため特にやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 公刊された出版物等により公知性が生じた個人情報を、当該出版物等から収集するとき。
 - (5) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の理由により、本人から収集することが困難であるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が姫路市個人情報保護審議会(第42条第1項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴いて公益上必要があると認めたとき。
- 4 本人又はその代理人が申請行為その他これに類する行為を行った場合については、第1項の規定による収集がなされたものと みなす。

姫路市個人情報保護条例 (抜粋)

(利用又は提供の制限)

第9条 実施機関は、目的外利用(個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内部又は実施機関相互間で利用することをいう。以下同じ。)(特定個人情報に係るものを除く。以下この条において同じ。)をし、又は外部提供(個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を実施機関以外のものに提供することをいう。以下同じ。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令の定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を回避するため特にやむを得ないと認められるとき。
- (4) 実施機関がその所掌する事務の遂行に必要な限度で目的外利用をする場合であって、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (5) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受ける者が、その所掌する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することに相当な理由のあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により、目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をするときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。
- 3 実施機関は、第1項第3号から第6号までの規定により、目的外利用等をしたときは規則で定める場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。

姫路市個人情報保護条例施行規則(抜粋)

(収集等の本人への通知)

第4条 条例第8条第3項及び第9条第3項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 本人に通知しないことが明らかに正当と認められる場合
- (2) <u>実施機関が姫路市個人情報保護審議会の意見を聴いて、</u> 本人への通知を要しないと判断した場合
- 2 条例第8条第3項及び第9条第3項の規定による本人への通知は、 文書又は口頭により行うものとする。ただし、<u>やむを得ない理</u> 由があるときは、公告により行うことができる。

所掌事務関連条文 (抜粋)

〇日本国憲法

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

〇地方自治法

[執行機関の組織]

第百三十八条の三 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によつて、系統的にこれを構成しなければならない。

- ② 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。
- ③ 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

[担任事務]

第百四十九条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担任する。

- 一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 二 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- 三 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- 四 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- 五 会計を監督すること。
- 六 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- 七 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
- 八 証書及び公文書類を保管すること。
- 九 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

〔内部組織の設置〕

第百五十八条 <u>普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる</u>。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその<u>分掌する事務については、条例で定める</u>ものとする。

② 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たつては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

37

〇姫路市事務分掌条例

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、本市に次の各号に掲げる局並びに局に属しない室及び課を置き、当該各号に掲げる市長の権限に属する事務を分掌する。

(1) 市長公室

- ア 秘書及び渉外に関する事項
- イ 広報に関する事項
- 工 臨海部及び大規模未利用地の開発に関する事項
- オ 危機管理及び市民の安全に関する事項

(2) 総務局

- ア 議会及び市行政一般に関する事項
- イ 情報化の推進に関する事項
- ウ 統計に関する事項
- エ 職員に関する事項
- オ 行財政改革の推進に関する事項
- 力 他の所管に属しない事項

(3) 財政局

- ア 財政に関する事項
- イ 財産管理に関する事項
- ウ 契約に関する事項
- 工 市税に関する事項
- オ 工事に係る検査及び設計積算に関する事項

(4) 市民局

- ア 市民活動及び市民相談に関する事項
- イ 広聴及び市民参画の推進に関する事項
- ウ 戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- 工 国民健康保険、国民年金及び後期高齢者医療 制度に関する事項
- オ 人権の推進に関する事項
- カ 斎場及び市有霊苑に関する事項

(5) 環境局

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する事項
- イ リサイクル事業の推進に関する事項
- ウ 最終処分場及び美化センターの建設に関する事項
- 工 環境保全及び公害対策に関する事項

(6) 健康福祉局

- ア 社会福祉に関する事項
- イ 福祉医療に関する事項
- ・ ウ 介護保険に関する事項
- 工 保健衛生に関する事項

(7) 観光交流局

- ア 観光に関する事項
- イ スポーツに関する事項(学校における体育に関することを除く。)
- ・ ウ 文化の振興及び国際交流に関する事項

(8) 産業局

- ア 農林水産業に関する事項
- ・ イ 土地改良に関する事項
- ウ 卸売市場に関する事項
- エ 商工業及び港湾に関する事項
- ・ オ 勤労に関する事項

(9) 都市局

- ア 都市計画に関する事項
- イ 都市開発に関する事項
- ウ 住宅に関する事項
- 工 建築に関する事項
- オ 土地区画整理その他都市整備に関する事項

(10) 建設局

- ア 道路に関する事項
- イ 公園及び緑化に関する事項

(11) 下水道局

- ア 下水道に関する事項
- イ 河川及び用排水路に関する事項

(12) 会計課

- 会計に関する事項
- (13) 姫路駅周辺整備室
- 鉄道の高架化事業及びこれに関連する事業に関する事項
- (14) 鉄道駅周辺整備室
- 鉄道駅周辺の整備事業及びこれに関連する事業に関する事項

非識別加工情報

非識別加工情報

- 上記は、個人情報のままで、データを利活用する際のチェック ポイントについて述べた。
- 非識別加工情報については以下の資料を参照 http://www.miyauchi-law.com/f/170926hishikibetsu.pdf

水町雅子著『行政ビッグデータの取得・活用マニュアル』



個人情報等の種類整理

生の個人情報、抽象化情報、非識別加工情報、 匿名加工情報、統計情報

個人情報等の種類と法規制

個人との 関連性	分類	個人情報 該当性	活用例	法規制
盗	生の個人情報	0	 単一事務内での利用 例) 待機児童名簿作成 事務をまたいだ利用 例) 所得に応じた保育料の決定 政策立案 例) 所得制限撤廃時の対象範囲の増加率の 検討 	(自治体) 個人情報保護条例が適用 (民) 個人情報保護法が適用
ш	抽象化情報		政策立案 例)所得制限撤廃時の対象範囲の増加率の 検討	(自治体) 個人情報保護条例が適用 (民) 個人情報保護法が適用
П	非識別加工情報		民間の新規マンション建築地候補の検討民間ショップの候補地検討潜在顧客のボリューム分析	(自治体)個人情報保護条例が適用 ※鳥取県以外、特別の規制を設けた条例 はないか ※条例に特別の規制がない以上、通常の 個人情報と同様の規制になる
	匿名加工情報 ×			(民)個人情報保護法が適用
¶1) (統計情報		トレンド分析、現状分析潜在顧客のボリューム分析	(自治体) (民) 個人情報保護条例・個人情報保護法は適 用されず

個人情報等の種類 (例)

生の個人情報

氏名	住所	生年月日	性別	世帯年収	既婚/独身	子の有無
水町雅子	千代田区五番町2	1981/10/23	女性	300-400万	既婚	なし
水町雅男	千代田区五番町2	1984/05/03	男性	300-400万	既婚	なし
難波舞	千代田区霞が関3-1	1970/06/18	女性	800-900万	独身	なし
番号太郎	千代田区麹町1-2	1963/09/25	男性	500-600万	既婚	あり
千代田一郎	千代田区神保町2-3-5	1997/10/10	男性	5000万-5500 万	独身	あり

抽象化情報

氏名	住所	生年月日	性別	世帯年収	既婚/独身	子の有無
-	千代田区五番町2	1981/10	女性	300-400万	既婚	なし
	千代田区五番町2	1984/05	男性	300-400万	既婚	なし
	千代田区霞が関3	1970/06	女性	800-900万	独身	なし
	千代田区麹町1	1963/09	男性	500-600万	既婚	あり
33*	千代田区神保町2	1997/10	男性	5000万-5500	独身	あり
		/⊤₩\ □ ₩\IE #) /- . /□++	万		
削除	番地以下削除	年齢・月齢情報したうえで日の				

個人情報等の種類 (例)

非識別加工情報

氏名	住所	生年月日	性別	世帯年収	既婚/独身	子の有無
_	千代田区五番町2	1981/10	女性	300-400万	既婚	なし
	千代田区五番町2	1984/05	男性	300-400万	既婚	なし
	千代田区霞が関3	1970/06	女性	800-900万	独身	なし
	千代田区麹町1	1963/09	男性	500-600万	既婚	あり
	千代田区神保町2	1997/10	男性	5000万-5500		あり
削除	番地以下削除	年齢・月齢情報		上位・下位5% 理		他特異データの削 、ノイズ付加等

統計情報

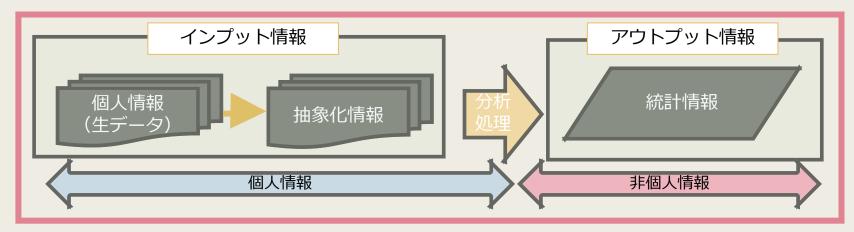
住所	年齢構成	性別	世帯年収	既婚/独身	子の有無	
千代田区五番町	高め(平均 X)	男性55%	平均700万	既婚75%	あり 55%	必ずしもここまで
千代田区霞が関 千代田区麹町						丸める必要はない
千代田区神保町						

個人情報等の種類

分類	説明
生の個人情報	• そのままの状態(生データ)
抽象化情報	特定の個人が一見して明らかになる情報の削除明らかに一意の番号の削除その他プライバシーに配慮した加工
非識別加工情報	特定の個人が一見して明らかになる情報の削除特定の個人が一見して明らかにならなくても、特定の個人を 識別しうる情報の完全削除再識別は可
匿名加工情報	特定の個人が一見して明らかになる情報の削除特定の個人が一見して明らかにならなくても、特定の個人を 識別しうる情報の完全削除非識別加工情報が民間に渡れば匿名加工情報になる再識別は禁止
統計情報	完全に個人情報ではない匿名加工情報との境界は曖昧な部分が残る

「統計」での整理

姫路市実証モデル「統計」整理



- ⇒<mark>統計目的</mark>のためであれば、この過程全体が、統計情報の作成として、 個人情報保護条例の対象外と整理できるのではないか
- 姫路市実証モデルは、総務省ガイドブック上、<u>「統計情報」の作成</u>と整理できる。
 - アウトプット情報である「統計情報」自体は、そもそも個人情報ではない
 - □ 「統計情報」を作成したり、統計的情報を把握するためには、生の個人情報を利用・加工することになるが、この生の個人情報の利用行為も、統計情報の作成のためであれば、個人情報保護条例の目的外利用規制対象外と整理できるのではないか

「統計」整理

論拠

個人情報保護法

- □ 統計目的での生の個人情報の利用は、法の規制対象外
- 統計目的での外部への生の個人情報の提供は、法23条の規制対象と考えられる
- 統計情報よりも個人情報に近い匿名加工情報ですら、利用規制は、基本的には作成時の公表義務のみで、目的外利用規制等、個人情報に対する一般的規制は及ばない。 匿名加工情報目的での外部への生の個人情報の提供は、法23条の規制対象と考えられる。生ではない匿名加工情報での外部提供は、基本的には公表・明示義務のみ。

行政機関個人情報保護法

- 統計目的での外部への生の保有個人情報の提供を認めている(個情法より規制が緩い)
- 統計目的での内部での生の保有個人情報の利用自体は、規定がない。対象外又は目的外利用として整理できる。個情法よりも提供規制が緩いことを踏まえると、目的外利用規制が及ぶというよりは対象外と考えた方が整合する。

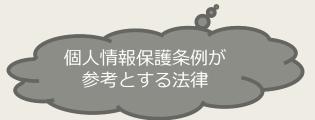
統計法

- □ 行政機関個人情報保護法の適用除外であることが明文化
- 最終的な利用形態、管理規制、統計の元となる個人情報の目的外利用規制、守秘義務・罰則等があることによる

個人情報保護法制の概念図

【個人情報】

	地方公共団体	行政機関	独立行政法人等	民間	
基本		<mark>個人情報保護法</mark> (基本 所管:個人情報			
具体的義務	個人情報保護条例 所管:各地方公共団 体	行政機関個人情報保護法 所管:総務省、委員会(非識別加工情報)	独立行政法人等 個人情報保護法 所管:総務省、委員会(非識別加工情報)	個人情報保護法 所管:委員会	



個人情報保護法制の基本法たる法律

【参考:マイナンバー】

	地方公共団体	行政機関	独立行政法人等	民間
具体的義務 (基本)		番号: 所管:內閣府、委	 -	
具体的義務	個人情報保護条例 所管:各地方公共団体	行政機関個人情報保護法 所管:総務省、委員会(執行?)	独立行政法人等 個人情報保護法 所管:総務省、委員会(執行?)	個人情報保護法 所管: 委員会

行政機関個人情報保護法における統計の位置づけ

行政機関個人情報保護法

(利用及び提供の制限)

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、<u>行政機関の長は</u>、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、 保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は 第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 行政機関が<u>法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する</u> 場合であって、当該保有個人情報を利用することについて<u>相当な理由のあるとき</u>。
- こ 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を 提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂 行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについ て相当な理由のあるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

行政機関個人情報保護法における統計の位置づけ

- 行政機関個人情報保護法8条2項4号では、<u>統計目的での保有個人</u>情報の目的外提供を認めている。
 - これは、<u>個人識別性のない形</u>で用いられるのが通常であり、<u>個人の権利利益を侵害するおそれが少なく</u>、かつ統計の<u>公益性の高さ</u>を斟酌したものである(総務省行政管理局逐条解説より)
- 統計目的での保有個人情報の目的外利用は、明示の規定がないため、 行政機関個人情報保護法の適用外又は8条2項2号に包含されるも のと考えられる。
 - (参考) 8条2項2号は、行政機関・自治体等は、法令の定めるところにより公共性の高い事務を遂行しており、これらの事務を遂行するにあたり、国民負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化などを図る観点から、目的外利用が必要な場合があるためである(総務省行政管理局逐条解説より)。

個人情報保護法における統計の位置づけ

■ 「統計情報」は、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質などを数量的に把握するものである。したがって、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、法における「個人に関する情報」に該当するものではないため、改正前の法においても規制の対象外と整理されており、従来同様に規制の対象外となる。

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (匿名加工情報編) 4-5ページ

■ Q1-7 個人情報に該当しない事例としては、どのようなものがありますか。

A 1 - 7 次のような事例が考えられます。

事例1)企業の財務情報等、法人等の団体そのものに関する情報 (団体情報)

事例 2) 統計情報(複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られる情報)

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQAA

個人情報保護法における統計の位置づけ

■ Q2-5個人情報を統計処理して特定の個人を識別することができない態様で利用する場合についても、利用目的として特定する必要がありますか。 A2-5利用目的の特定は「個人情報」が対象であるため、個人情報に該当しない統計データは対象となりません。また、統計データへの加工を行うこと自体を利用目的とする必要はありません。

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (匿名加工情報編) 4 - 5ページ

■ Q11-1 個人情報から作成した統計情報についても匿名加工情報に該当しますか。 A11-1 ガイドライン(匿名加工情報編)2-1 にもあるように、統計情報は、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質などを数量的に示すのみで特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」に該当するではないため、個人情報保護法の対象外となります。一方、特定の個人が識別できる情報であれば、個人情報に該当することとなりますので留意が必要です。

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A

個人情報保護法における統計の位置づけ

Q45)

A事業で取得した個人情報を、個人が特定できない情報に加工して、B事業の統計データとして利用する場合、B事業についても利用目的として特定する必要はありますか。
A) 利用目的の特定は、個人情報を対象とするため、個人情報に該当しない統計データは対象となりません。また、最終的な利用目的を特定すれば足りますので、統計データへの加工の過程を利用目的とする必要はありません。(2007.3.30)

経済産業省 「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」等に関するQ&A(旧法下のものにつき現在廃止、参考)

統計法

統計法

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の適用除外)

第五十二条 <u>基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報</u>(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号。次項において「独立行政法人等個人情報保護法」という。)第二条第二項に規定する個人情報をいう。以下この項において同じ。)、<u>事業所母集団データベースに含まれる個人情報がでに第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報については、これらの法律の規定は、適用しない</u>。

2 届出独立行政法人等であって、独立行政法人等個人情報保護法第二条第一項に規定する 独立行政法人等に該当するものが行った<u>統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報</u>(同 条第二項に規定する個人情報をいう。)<u>については、独立行政法人等個人情報保護法の規定</u> は、適用しない。

統計法での保護措置との対比

- 統計法が、行政機関個人情報保護法等の適用除外を定める根拠として、以下が挙げられる。
- 本件においても、個人情報保護条例や地方公務員法において、同様の保護が図られ、罰則も 規定されている。
- これらをかんがみても、本件実証の取組みを「統計」として、個人情報保護条例の対象外であると整理しても、保護に欠けることはないのではないか。

	統計法	姫路市実証モデル
最終的な利用形態	個人が識別できない形で利用・提供	個人が識別できない形で利用
管理規制	あり (統計法39・42条)	あり (個人情報保護条例12条2項)
統計の元となる個人情報の目 的外利用規制	あり(統計法40条・43条2項)	あり(個人情報保護条例9条)
守秘義務・罰則	あり(統計法41条・43条1項・57~61条)	あり(個人情報保護条例3条2項・58~61 条、地方公務員法34条・60条2号)

論点·留意点

- 個人を識別できないようにする必要がある →一人ひとりの個人に着目した分析はできない 例) 過疎地で一定の地帯に住民が一人しか居住していない場合
 - 例)特定の個人に対する行政処分等
 - 例)滞納者の洗い出し
- 特定の個人を識別した形での分析をしたい場合は、「個人情報」の利用と 整理する
- 他団体で同様の条例解釈も可能ではないか
 - 姫路市では、通常業務を行うシステムと分析を行うシステムが分かれている (共通基盤/分析基盤)が、他自治体で、分析のためのシステムが存在しておらず、通常業務を行う業務システム上で統計処理(分析)を行う場合であっても、「統計」での整理は可能であると考える。
 - もっとも、その場合であっても、「統計」と整理される分析業務を行う際は、 個人を識別できないようにする必要があるし、特定の個人を識別した形での分析 をしたい場合は、「個人情報」の利用と整理する

参考) 統計法の関連条文

統計法 (管理規制)

(調査票情報等の適正な管理)

第三十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

- 一 行政機関の長 当該行政機関の行った統計調査に係る調査票情報、第二十七条第一項の規定により利用する基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報、第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ
- 二 地方公共団体の長その他の執行機関 当該地方公共団体の行った統計調査に係る調査票情報及び第二十七条第二項の規定により総務 大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報
- **三** 届出独立行政法人等 当該届出独立行政法人等の行った統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ
- 2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理)

第四十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

- 二 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ
- **2** 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

参考)統計法の関連条文

統計法(守秘義務)

(守秘義務)

第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

- 一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務
- 二 第三十九条第一項第二号に定める情報の取扱いに従事する地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務
- **三** 第三十九条第一項第三号に定める情報の取扱いに従事する届出独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者 当該 情報を取り扱う業務
- 四 行政機関、地方公共団体又は届出独立行政法人等から前三号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る 業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務
- **五** 地方公共団体が第十六条の規定により基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、基幹統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報の取扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務
- ★ 前号に規定する地方公共団体から同号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は 従事していた者 当該委託に係る業務

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第四十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

- 一 前条第一項第一号に掲げる者であって、同号に定める調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り 扱う業務
- 二 前条第一項第一号に掲げる者から同号に定める調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該 調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、 当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

参考) 統計法の関連条文

統計法(目的外利用制限)

(調査票情報等の利用制限)

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律(地方公共団体の長その他の執行機関にあっては、この法律又は当該地方公共団体の条例) に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査 に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 第二十七条第二項の規定により総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、同項各号に掲げる目的以外の目的のために、当該事業所母集団データベースに記録されている情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 3 第二十九条第一項の規定により行政記録情報の提供を受けた行政機関の長は、当該行政記録情報を同項の規定により明示した利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

参考) 統計法の関連条文

統計法 (罰則)

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 二 第四十一条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者
- **三** 第四十三条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者
- 2 前項第一号の罪の未遂は、罰する。

第五十八条 基幹統計の業務に従事する者又は従事していた者が、当該基幹統計を、第八条第二項の規定により定められた公表期日以前に、他に漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第四十一条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を、自己又は第三者の不正な利益を 図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第四十三条第一項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも前項と同様とする。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

■ **三** 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又は当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者で、当該匿名データを、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者

その他データ関連政策

オープンデータ

名称

概要

オープンデータ

- http://www.soumu. go.jp/menu_seisak u/ictseisaku/ictriyo u/opendata/opend ata01.html
- http://www.data.go.jp/

- 非識別加工情報と同様に、国・自治体等が保有する公共データ等をビジネスで活用できるようにする仕組み。
- オープンデータも非識別加工情報も、原則として対象範囲に限定はないものの、オープンデータは、概して法令に基づく制度ではないため、人に対するデータというよりは、気象情報、地盤情報、運行情報、駅・バス停の位置情報、農水産物の栽培情報・検査情報・農薬情報、観光情報、公的施設情報などの、物・状態に対するデータがメインとも考えられる。非識別加工情報は、法令に基づく制度のため、個人情報保護のための手当てが法令上整理されており、物・状態に対するデータも対象ではあるが、それよりもさらに人に関するデータを入手しやすい。
- オープンデータの場合は、「人が読む」という利用形態に適したデータではなく、機械判読に適したデータでなければならない。非識別加工情報も、書面ではなく電子データで入手はできるものの、必ずしも機械での自動処理が容易な形式で提供されるものではない。
- 各行政機関・自治体等がどのようなデータを持っているかという「データカタログ」から入手したいデータを検索し、Webサイトから直接ダウンロードするなどの方法によってデータを取得できる。

官民データ活用推進基本法

名称

概要

官民データ活用 推進基本法

http://www.kantei.go.jp/jp/ singi/it2/senmon/dai9/siry ou1.pdf

- 官民データの適正かつ効果的な活用の推進が目的
- 国は官民データ活用推進基本計画、都道府県は都道府県官 民データ活用推進計画を定める義務。市町村は市町村官民 データ活用推進計画を定めるよう努力する義務。
- 施策
- 行政手続等のオンライン化原則(同法 10 条)
- オープンデータの促進(同法11条1項及び2項)
- データの円滑な流通の促進(同法11条3項)
- データ利活用のルール整備(同法12条)
- マイナンバーカードの普及・活用(同法13条)
- 利用の機会等の格差の是正(デジタルデバイド対策)(同 法14条)
- 情報システム改革・業務の見直し(同法15条1項)
- データ連携のためのプラットフォーム整備(同法15条2 項)
- 研究開発(同法16条)
- 人材育成・普及啓発等(同法17条、18条)
- 国の施策と地方の施策との整合性の確保等(同法19条)
- 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開

参考

参考URL

自治体向け

- 総務省「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000551807.pdf
 - 非識別加工情報 http://www.miyauchi-law.com/f/170926hishikibetsu.pdf
 - 自治体におけるプライバシーと情報管理~一般的な個人情報保護条例の理解~ http://www.miyauchi-law.com/f/180123jichitai_hogo.pdf
 - 医療ビッグデータ法の詳細概要 http://d.hatena.ne.jp/cyberlawissues/20170816/1502870156

民間向け

■ パーソナルデータのビジネス利活用 〜匿名加工情報と非識別加工情報の活用例と手続〜 http://www.miyauchi-law.com/f/180117businessrikatsuyou.pdf

全般

■ ITをめぐる法律問題について考えるブログ https://cyberlawissues.hatenablog.com/

マイナンバー、個人情報、IT/ICT、国との交渉、行政法務全般、企業法務全般、 条例策定支援その他に関するお問い合わせ、ご相談がありましたら、 お気軽にどうぞ

http://www.miyauchi-law.com

宮内・水町IT法律事務所 弁護士 水町 雅子 電話 → 03-5761-4600 メール→ osg@miyauchi-law.com